**平成２３年（フ）第１４１号**
沖縄県うるま市石川東山１丁目２番地　東山団地11号棟101号室
債務者　伊波由紀子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２３年（フ）第１４６号**
北海道帯広市西24条南１丁目43番地23
債務者　中村佐智子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２３年（フ）第３２号**
栃木県那須塩原市百村3075番地、前住所東京都文京区千石２丁目33番10―207号
債務者　渡邉めぐみ
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午前11時30分
宇都宮地方裁判所大田原支部

**平成２３年（フ）第７４号**
栃木県栃木市小平町９番９号
債務者　青柳　重昭
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２３年（フ）第２９１号**
静岡市駿河区下島394番地の６、旧住所静岡市駿河区大谷3800番地の56
債務者　大石　　信
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２２年（フ）第１２１４号**
埼玉県上尾市大字原市1282番地18、破産手続開始決定時の住所埼玉県上尾市大字平塚1624番地４
破産者　前川　高廣
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第２１６３号**
さいたま市大宮区浅間町２丁目279番地　303
破産者　玉川　益久
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第４００３号**
北海道千歳市北栄１丁目９番20号
破産者　森本　和代（旧姓羽豆）
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１５４号**
札幌市南区川沿６条４丁目４番８号　近藤ハイツ２Ｆ
破産者　深澤　美恵
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１３７４号**
宮城県大崎市古川中里５丁目４番20―406号ネオハイツ古川南、開始決定時の住所宮城県名取市ゆりが丘１丁目26番地の２
破産者　重光　啓助
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第９１２号**
川崎市多摩区宿河原６丁目37番15号　久保田テラス102
破産者　多田　惠保
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２０年（フ）第５２４号**
金沢市沖町ホ４番地
破産者　高田　　学
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２３年（フ）第２４８号**
名古屋市北区中切町字石原820番地の16　ハウスビル中切307号
破産者　浅野　　恵
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第５２８号**
名古屋市中川区戸田明正３丁目401番地　戸田荘11棟310号
破産者　井上　義紘
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第４９３５号**
兵庫県西宮市小松東町３丁目６番１号　西宮ひまわり３－７号、旧住所大阪市淀川区木川東４丁目５番31―506号
破産者　森國　幸子
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１２２７号**
大阪府東大阪市近江堂３丁目１番１―21号
破産者　橋本　伸一
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４７２８号**
横浜市鶴見区駒岡４－32－１　センターフォート901号室、開始決定時の住所東京都大田区大森西３丁目３番19号
破産者　髙出　哲伸
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部